

議案第42号

大阪市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(基準該当介護予防支援に関する基準)

第3条 法第59条第1項第1号の条例で定める基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第32条において準用する指定介護予防支援等基準第1条の2から第11条まで、第13条から第15条まで、第16条第1項、第17条から第24条まで、第25条（第6項及び第7項を除く。）、第26条、第27条、第28条第1項及び第29条から第31条までに定めるところによる。

(基準該当介護予防支援に係る管理者の責務)

第4条 基準該当介護予防支援の事業を行う者（以下「基準該当介護予防支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、指定介護予防支援等基準第32条において準用する指定介護予防支援等基準第4条から第11条まで、第13条から第15条まで、第16条第1項、第17条から第24条まで、第25条（第6項及び第7項を除く。）、第26条、第27条、第28条第1項及び第29条から第31条までに係る部分並びに次条の規定を当該事業所の担当職員（指定介護予防支

援等基準第2条に規定する担当職員をいう。以下同じ。) その他の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(基準該当介護予防支援に係る記録の整備)

第5条 基準該当介護予防支援事業者は、利用者に対する基準該当介護予防支援の提供に関する指定介護予防支援等基準第32条において準用する指定介護予防支援等基準第28条第2項各号に掲げる記録を整備し、当該支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

(法第115条の22第2項第1号の条例で定める者)

第6条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第7条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定介護予防支援等基準第12条第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、次条に定める基準のうち、指定介護予防支援等基準第1条の2、第4条から第11条まで、第13条から第15条まで、第16条第1項、第17条から第27条まで、第28条第1項及び第29条から第31条までに係る部分並びに第9条及び第10条の規定を遵守するよう措置させなければならないこと

(指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第8条 法第115条の24第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2項の指定介護予防支援の事業の運営に関する基準及び指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、前条、次条及び第10条に定めるもののほか、指定介護予防支援等基準(第12条、第16条第2項、第28条第2項及び第32条を除く。)に定めるところによる。

(指定介護予防支援に係る管理者の責務)

第9条 指定介護予防支援事業所(指定介護予防支援等基準第2条に規定する指定介

護予防支援事業所をいう。)の管理者は、前条に定める基準のうち、指定介護予防支援等基準第4条から第11条まで、第13条から第15条まで、第16条第1項、第17条から第27条まで、第28条第1項及び第29条から第31条までに係る部分並びに第7条及び次条の規定を当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(指定介護予防支援に係る記録の整備)

第10条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する指定介護予防支援等基準第28条第2項各号に掲げる記録を整備し、当該支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

(指定介護予防支援等基準等の改正に伴う経過措置)

第11条 指定介護予防支援等基準(指定介護予防支援等基準を改正する省令を含む。)の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している指定介護予防支援等の事業が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年2月14日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

介護保険法に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準その他必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

介護保険法（抄）

（特例介護予防サービス計画費の支給）

第59条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス計画費を支給する。

- (1) 居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービス（指定介護予防支援の事業に係る第115条の24第1項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数並びに同条第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準のうち、市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業者により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

(2)－(3) 省 略

2－5 省 略

（指定介護予防支援事業者の指定）

第115条の22 省 略

2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第58条第1項の指定をしてはならない。

- (1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

(2)－(9) 省 略

3－4 省 略

第115条の24 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3－6 省 略